

(ix) 「七日を経過しても」

権利を侵害されたとする者との関係では、権利の侵害による被害が拡大し続けるおそれがあることから期間はできる限り短くする必要がある一方で、発信者との関係では、申出をするのに十分な時間的余裕を設ける必要がある。このため、郵便の利用も考慮に入れ、1週間、すなわち、7日間とするものである。ⁱⁱⁱ

(x) 「同意しない旨の申出がないとき」

照会を受けたにもかかわらず、発信者から送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がないときである。発信者は、自己の権利を侵害されたと主張する者の申出を受け入れ、送信防止措置を講ずることに同意した場合はもちろんのこととして、何ら応答をしない場合をも含める趣旨である。

⑦ 主張・立証責任

本項の規定は、発信者が一般的な不法行為の要件事実を立証した場合に、特定電気通信役務提供者の側で抗弁として、本項の各要件を主張・立証できれば、責任を負わないこととする免責事由を定めるものである。従って、本項の各要件に該当することは、特定電気通信役務提供者側で主張・立証することとなる。

⑧ 規定の性格

本項の規定は、特定電気通信役務提供者が情報の送信を防止する措置を講じた場合に発信者に対して負いうる責任に関するものであるが、特定電気通信役務提供者と発信者とは契約関係にある場合、例えば、契約約款等により別の定めをしている場合も少なくないと考えられる。本項の規定は、その場合の当事者間の取決めを排除する趣旨ではないので、その性質は、あくまで任意規定にあたるものと考えられる。もっとも、民法その他の法律における強行規定の適用があることはもちろんであり、特定電気通信役務提供者と発信者の間の免責の定めが著しく正義に反するというような極端な場合には、民法第90条の公序良俗違反として当該特約の効力は否定され、その結果として、本法律の規定が適用されることになるものと解される。

ⁱⁱⁱ なお、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）第4条は、リベンジポルノ画像等が流通した場合について、本条の例外を定め、照会期間を2日に短縮している。